

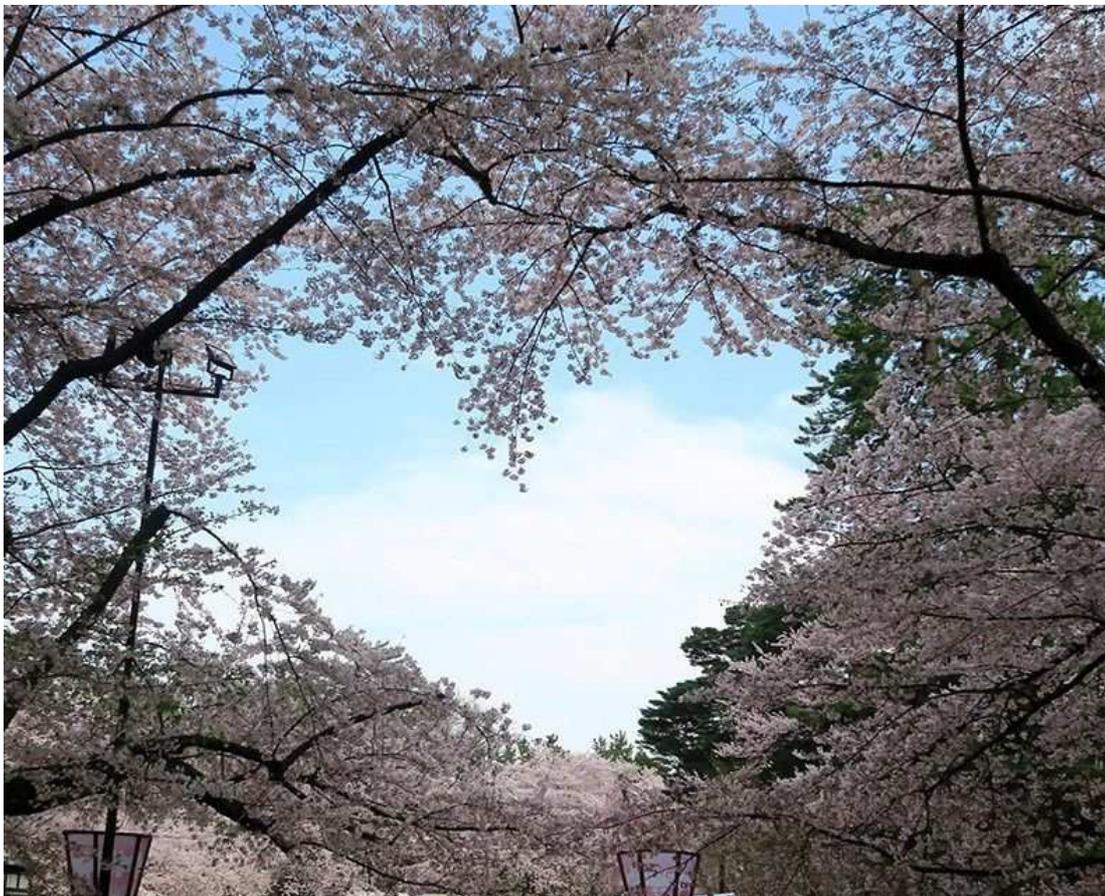


第2期

弘前市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない弘前市の実現を目指して～

2024（令和6）年度 ～ 2028（令和10）年度



令和6年3月
弘前市

はじめに

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

2006（平成18）年10月に自殺対策基本法が施行されて以降、国を挙げて自殺対策が総合的に推進されたことにより、国内の自殺者数は3万人台から2万人台に減少しました。しかしながら、依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年には、新型コロナウイルス感染症の影響等で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、総数が11年振りに前年を上回り、特に、小中高生については過去最高水準となったほか、女性の自殺者数は令和2年から2年連続増加するなど、非常事態というべき状況が続いています。

こうした中、国では2022（令和4）年10月に自殺総合対策大綱の見直しを行い、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化をするとともに、新たに「女性に対する支援の強化」を重点施策として掲げ、総合的な自殺対策のさらなる推進・強化を図ることとしたところです。

当市における自殺者数は、2009（平成21）年をピークに、緩やかに減少していましたが、2017（平成29）年以降は増減が著しい傾向にある中で、働き盛り世代の男性の自殺死亡率が高い状況が続いています。

これらを踏まえ、当市ではこのたび、第1期弘前市自殺対策計画の計画期間満了に伴い、さらなる自殺対策の推進に向け、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5か年を計画期間とする「第2期弘前市自殺対策計画」を策定いたしました。「誰も自殺に追い込まれることのない『弘前市』の実現」を目指し、市民の皆様とともに保健、医療、福祉、教育、労働、その他関係機関・団体と連携を図りながら、本計画に掲げる取組を推進してまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました弘前市健康づくり推進審議会の委員をはじめ、弘前市自殺対策連絡会議の構成団体の方々、関係者及び市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

2024（令和6）年3月
弘前市長 櫻田 宏

目次

	頁
第1章 計画の概要 -----	1
1 計画策定の背景 -----	2
2 基本理念 -----	2
3 計画策定の目的 -----	3
4 計画の位置付け -----	3
5 計画期間 -----	4
6 計画の数値目標 -----	4
7 計画の評価 -----	5
第2章 弘前市の現状と課題 -----	6
1 当市における自殺の現状 -----	7
2 第1期弘前市自殺対策計画の最終評価結果 -----	14
第3章 自殺対策の基本方針 -----	16
1 生きることの包括的な支援として推進する -----	17
2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む -----	17
3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる -----	18
4 実践と啓発を両輪として推進する -----	19
5 市、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する -----	19
6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する -----	20
第4章 いのち支える自殺対策の取組 -----	22
I 弘前市自殺対策の体系図 -----	23
II 基本施策 -----	24
1 自殺対策を支える人材の育成 -----	24
2 住民への啓発と周知 -----	25
3 生きることの促進要因への支援 -----	26
4 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 -----	29
5 地域におけるネットワークの強化 -----	30
III 重点対象群施策 -----	31
1 子ども・若者対策 -----	31
2 生活困窮者・無職者・失業者対策 -----	32
3 高齢者対策 -----	34
4 女性対策 -----	36

第5章 弘前市生きる支援事業一覧	-----	38
弘前市生きる支援事業一覧	-----	39
第6章 弘前市の自殺対策の推進体制	-----	57
1 推進体制	-----	58
2 周知・啓発	-----	58
3 進行管理	-----	58
自殺対策推進体制図	-----	59
第7章 資料編	-----	66
1 策定経過	-----	67
2 自殺対策基本法	-----	68
3 自殺総合対策大綱（令和4（2022）年10月閣議決定）	-----	74

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

わが国の自殺死亡者数が、1998（平成10）年に急増し、以降毎年3万人を超えて推移したことを受け、国は「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、2006（平成18）年に自殺対策基本法を施行しました。以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者の年次推移は減少傾向となるものの、現在でも2万人を超える水準となっています。

当市においては、2010（平成22）年以降、自殺死亡率が全国に比べて概ね低い傾向で推移していたものの、2017（平成29）年以降は、概ね高い傾向で推移しています。

また、全国的な傾向と同様に、働き盛り世代の男性における自殺死亡率が多いほか、ここ数年、全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動制限や経済活動の停滞等の影響により、生活面の変化や経済的問題等が発生し、それに対応する難しさ等から自殺死亡者数が増加したものと考えられます。

当市では、2019（令和元）年に「弘前市自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない弘前市の実現」を目指して取り組んできましたが、これらの現状を踏まえ、今後も自殺防止に向けた対策をより一層強化し、着実に推進していく必要があります。

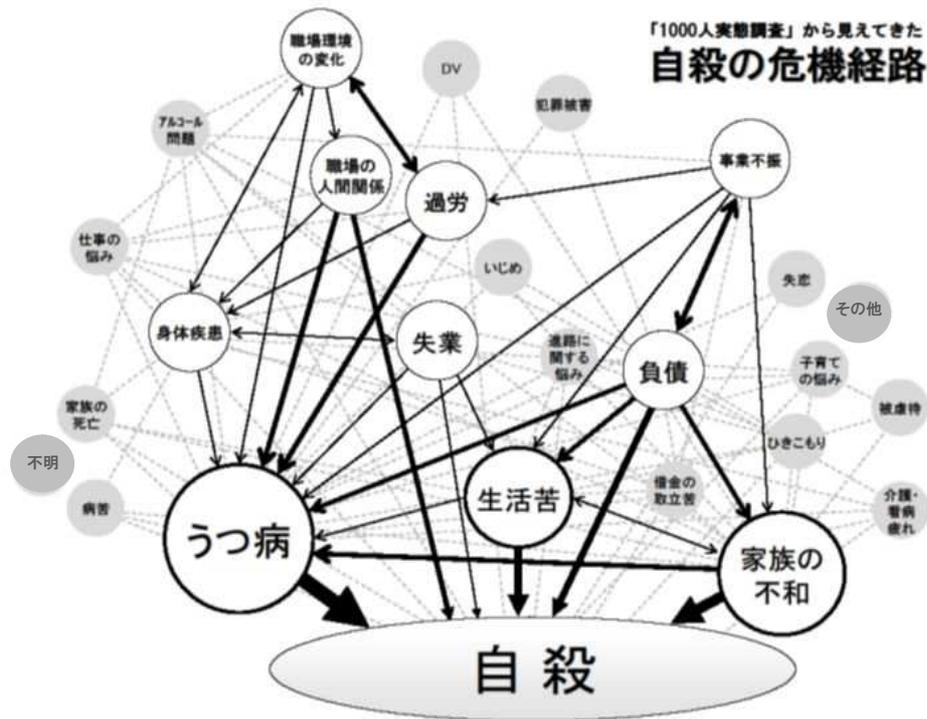
2 基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や、生きていても役に立たないという役割喪失感、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感などから、危機的な状態にまで追い込まれてしまうことが考えられます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です（図1）。

このため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」として実施する必要があります。

これらを踏まえ、本計画では、「生きることの包括的な支援」として誰もが自殺対策に関する必要な支援が受けられるとともに、全ての市民が、かけがえのない個人として尊重され「誰も自殺に追い込まれることのない『弘前市』の実現」を基本理念とします。

図1 自殺の危機経路



出典：NPO 法人ライフリンク「自殺の危機経路」

3 計画策定の目的

本計画は、「誰も自殺に追い込まれることのない『弘前市』の実現」に向け、市民一人ひとりがかけがえのない「いのち」の大切さを考え、ひとと地域の絆を強めていくよう、関係機関、団体と連携協力し、より効果的かつ総合的な自殺対策を推進することを目的とします。

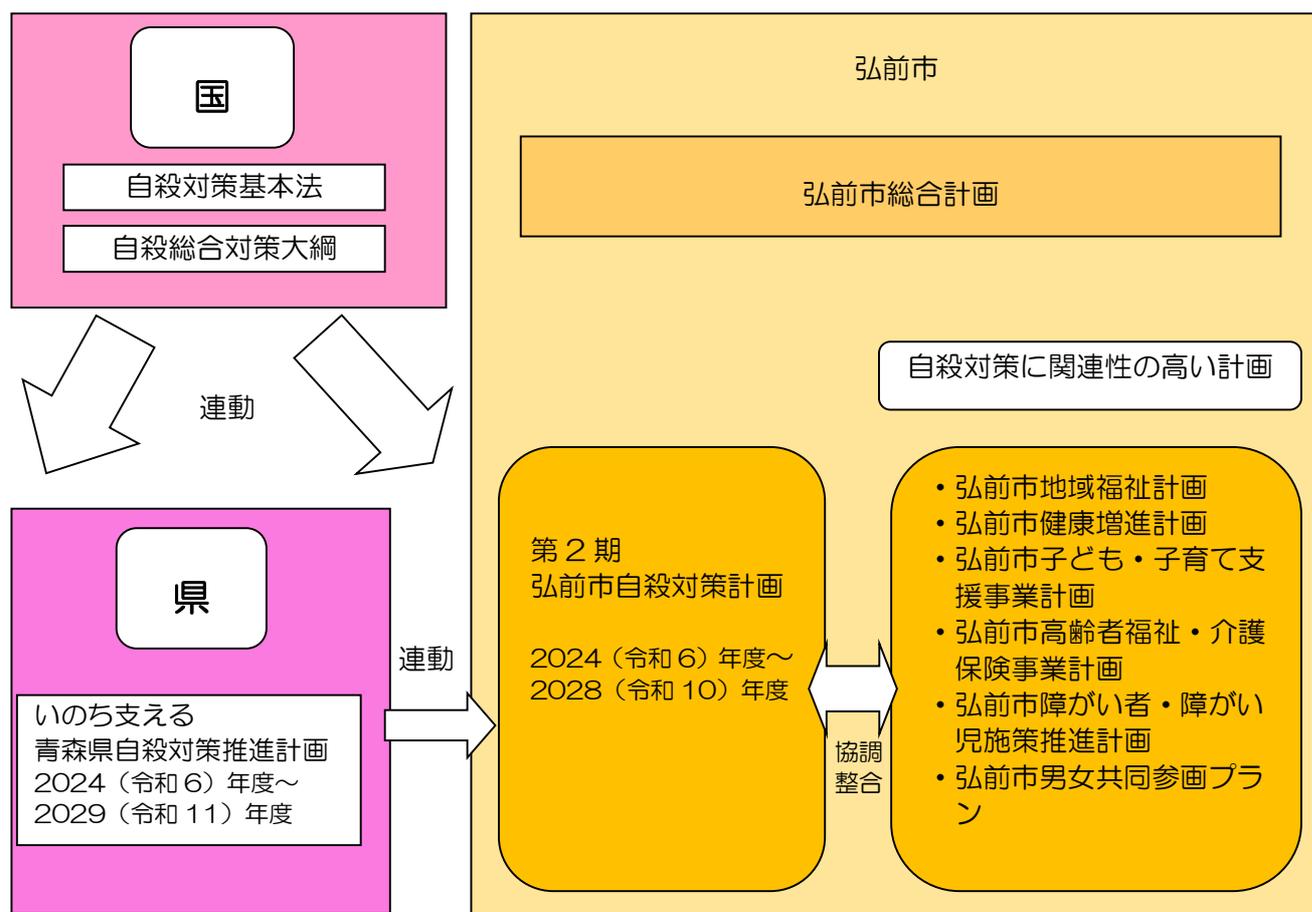
4 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項で定める「市町村自殺対策計画」として策定するものであり、「誰も自殺に追い込まれることのない『弘前市』の実現」を達成するための基本的事項を示し、必要な方策を明らかにするものです。

また、弘前市総合計画を上位計画とし、市の将来都市像「みんなで創り みんなをつなぐ あずましいりんご色のまち」の実現に向け、自殺予防の観点から具体的かつ体系的に施策を展開するための計画とします。

なお、自殺を防ぐためには、保健的なアプローチだけではなく、様々な分野の施策・人々・組織が密接に連携する必要があることから、関連する法律や各種計画と整合性を図っていきます。（4頁図2参照）

図2 自殺対策計画関連図



5 計画期間

本計画の計画期間は、国の自殺総合対策大綱が、社会経済情勢の変化や自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行うこととされていることから、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5か年とします。

また、本計画は、前掲の基本理念のもと、市民の健康増進に向けた総合的な対策の一環として、「弘前市健康増進計画」と特に協調・整合を図りながら取組を推進します。

なお、法制度等の改正や社会情勢等の変化があった場合には適宜見直しを行うこととします。

6 計画の数値目標

国は、自殺総合対策大綱において、「2026（令和8）年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺死亡者数）を2015（平成27）年と比べて30%以上減少させる」ことを目標に掲げています。

当市においては、近年自殺死亡率の増減が著しいことから（7頁図4、8頁表1参照）、直近の過去5年間の平均値を基準値とし、当該基準値から約30%減少させることを目標とします。

具体的には、本計画の最終年度までに公表される直近3年間の自殺死亡率の平均を13.9以下（自殺死亡者数を24人以下）とします。

また、施策ごとの成果指標については、最終年度までに公表される直近値を成果指標とします。

基準値		⇒	目標値	
年	2017～2021年 (平成29～令和3年)		2024～2026年 (令和6～8年)	
自殺死亡率	19.8 (2017～2021年の平均値)	13.9 (2024～2026年の平均値)		
自殺死亡者数	34人 (2017～2021年の平均値)	24人 (2024～2026年の平均値)		
基準年対比	100%	約70%		

7 計画の評価

計画の評価については、できるだけ数値化した指標を用いて、計画の進捗状況を定量的に把握できるようにするとともに、達成状況については、2024（令和6）年度以降、毎年度確認評価を行います。最終年度には、施策の推進に反映させるための総合的な評価を行います。